

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋本交企第90号
令和5年4月10日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について（例規）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）については、「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（例規）」（平成19年2月22日付け秋本交企第30号。以下「旧例規」という。）によって運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「府令」という。）の規定より、身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、確認に係る事務に関しては、今後、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、身体障害者用の車の利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、別記様式第1の「通知書」により、車体の大きさの基準（府令第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない身体障害者用の車の購入に要した費用を、身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、別記様式第2の「確認証」を送付するものとする。（市町村長は、支給に係る原動機を用いる身体障害者用の車が基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、別記様式第3の「確認申請書」の提出があった場合に行うものとする。

イ 確認の方法

利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないこと

について、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての実地調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書面審査により確認の要否を判断することができるものとする。

- (ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類
(例) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師、その他の身体の状態を判断することができる者の作成した書面
- (イ) 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の再交付

利用者が確認証を亡失、滅失又は破損したときは、別記様式第4の「確認証再交付申請書」を提出させ、新たな確認証を交付するものとする。

4 住所変更時の措置

利用者が住所変更を行った場合は、速やかに転出先を管轄する警察署長に対して届出を行うよう教示するものとする。住所変更の届出を受けた場合は、利用者の住所を確認の上、確認証の裏面に新住所を記載し、警察署長印を押印するものとする。

5 確認証の返納

利用者が確認に係る車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

6 警察署及び警察本部における措置

(1) 所轄警察署長の措置

ア 市町村長から通知書又は利用者等から確認申請書に基づき当該車を確認したときは、利用者等の住所、氏名、当該車の型式等を電話により交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)を経て報告した上で、確認証番号を受け、確認証に所定の事項を記入し、送付又は交付するものとする。

確認証を送付又は交付したときは、通知書又は確認申請書の写しを作成し、速やかに交通企画課長を経て送付し、原本は警察署で保管すること。

イ 住所変更の届出、確認証の返納を受けたときは、電話により交通企画課長を経て報告するものとする。

(2) 警察本部における措置

所轄警察署長からの報告に基づいて、別記様式第5の「身体障害者用の車確認台帳」に所定事項を記入の上、一連番号を付して整理するものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 原動機を用いる身体障害者用の車で基準に適合しないものは、その利用者がその大

きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の身体障害者用の車には該当しないことになることから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

- (2) 従前、原動機を用いる身体障害者用の車椅子として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。

この担当 交通企画課企画係（☎5024）

別記様式第 1

通知書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者
住 所
氏 名

2 支給に係る身体障害者用の車の概要

- (1) 車の名称
- (2) 型式
- (3) 製品番号
- (4) 車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

- 備考
- 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう
 - 2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

7. 5

第 号

交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、次の利用者が次の身体障害者用の車を利用することがやむを得ないことを確認する。

警察署長 印

記

1 利用者
住 所
氏 名

2 身体障害者用の車の概要

(1) 車の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

注意事項

1 確認を受けた身体障害者用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。

2 確認証を受けた身体障害者用の車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

1 1 . 5

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

7.5

11.5

新住所	警察署長印

※ 住所変更後の新住所を記載し、警察署長印を押印すること。

別記様式第3

<p>確認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、 同項の確認申請をします。</p>	
確認を受けようとする身体障害者用の車の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者の続柄)
理 由	
確認を受けようとする身体障害者用の車	車の名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4

確認証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住 所
氏 名

利 用 者	住 所	
	氏 名	
確 認 証 交 付 年 月 日		
確 認 証 番 号		
再 交 付 申 請 の 理 由		
備 考		

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋本交企第90号
令和5年4月10日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（例規）
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）については、「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（例規）」（平成19年2月22日付け秋本交企第30号。以下「旧例規」という。）によって運用されているしてきたところであるが、このたび、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の補装具費支給に関する規定等が道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「府令」という。）の規定より、身体障害者用の車に関する規定が整備され、平成18年10月1日令和5年4月1日から施行されたことなどに伴い、確認に係る事務に関しては、今後、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、身体障害者用の車の利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、警察庁と厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室との打合せにおいて定めた別添の通知書別記様式第1の「通知書」により、車体の大きさの基準（府令第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない車いす身体障害者用の車の購入に要した費用を、身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、別記様式第1の「確認証」（以下「確認証」という。）を送付するものとする。（市町村長は、支給に係る原動機を用いる車いす身体障害者用の車が道路交通法施行規則第1条の4第1項第1号に規定の基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない車いす身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、確認の申請があった場合には、別記様式第2-3の「確認申請書」に必要事項を記載させた上、の提出させるが
あった場合に行うものとする。

イ 確認の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの車いす身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る車いす当該車についての実地に確認調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。ただし、確認申請書のほかに次の書類が添付されている場合には、次の書類を提出させ、書面審査をすることにより、利用者及び申請に係る車いす当該車の実地確認調査に代えることができるものとする。これらの書面審査により確認の要否を判断することができるものとする。

(ア) 身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ない旨を証明する医師、その他の身体の状態を判断することができる者の作成した書面

(イ) 当該車いすを製作又は販売する者の作成に係る当該車いすの大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

~~2-3~~ 確認証の再交付

利用者が確認証を亡失、滅失又は破損したときは、別記様式第3-4の「確認証再交付申請書」を提出させ、新たな確認証を交付するものとする。

~~3-4~~ 住所変更時の措置

利用者が住所変更を行った場合は、速やかに転出先を管轄する警察署長に対して届出を行うよう指導教示するとともにものとする。住所変更の届出を受けたときは、利用者の住所を確認の上、確認証の裏面に新住所を記載し、警察署長印を押印するものとする。

~~4~~ 確認証の携帯

利用者が確認に係る車いすを道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

5 確認証の返納

利用者が確認に係る車いすを利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

6 警察署及び警察本部における措置

(1) 所轄警察署長の措置

ア 市町村長からの通知書又は車いす利用者等からの確認申請書に基づき当該車いすを確認したときは、通知者又は申請者利用者等の住所、氏名、当該車いすの型式等を電話により交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を経て報告した上で、確認証番号を受け、確認証に所定の事項を記入し、送付又は交付するものとする。

確認証を送付又は交付したときは、通知書又は確認申請書の写しを作成し、速やかに交通企画課長を経て送付し、原本は警察署で保管すること。

イ 住所変更の届出、確認証の返納を受けたときは、電話により交通企画課長を経て電話でその旨を報告するものとする。

(2) 警察本部における措置

所轄警察署長からの報告に基づいて、別記様式第45の「身体障害者用の車いす確認台帳」に所定事項を記入の上、一連番号を付して整理するものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 現に利用されている原動機を用いる車いす身体障害者用の車で車体の大きさが道路交通法施行規則第1条の4第1項第1号に規定の基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの車いす当該車を用いることがやむを得ないことについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の身体障害者用の車いすには該当しないこととなるが、~~なるが~~なることから、~~当分の間は、~~このような原動機を用いる身体障害者用の車いすを通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導するにとどめるものとする。
- (2) 従前、原動機を用いる身体障害者用の車椅子として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。

この担当 交通企画課企画係（☎5024）

別記様式第 1

通知書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者
住 所
氏 名

2 支給に係る身体障害者用の車の概要

- (1) 車の名称
- (2) 型式
- (3) 製品番号
- (4) 車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

- 備考
- 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう
 - 2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表面)

7. 5

第 号

交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、次の利用者が次の~~車いす~~身体障害者用の車を利用することがやむを得ないことを確認する。

警察署長 印

記

1 利用者
住 所
氏 名

2 ~~車いす~~身体障害者用の車の概要

(1) ~~車いす~~の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) ~~車いす~~の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

注意事項

1 確認を受けた~~車いす~~身体障害者用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯してくだ下さい。

2 確認証を受けた~~車いす~~身体障害者用の車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納してくだ下さい。

11.5

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

7.5

11.5

新住所	警察署長印

※ 住所変更後の新住所を記載し、警察署長印を押印すること。

別記様式第2-3

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏 名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4-5第2項の規定に基づき、同項の確認申請をします。</p>	
確認を受けようとする 原動機を用いる車いす 身体障害者用の車の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者の続柄)
理 由	
確認を受けようとする 原動機を用いる車いす 身体障害者用の車	車いすの名称
	型式
	製品番号
	<p>大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3-4

確認証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住 所
氏 名

利 用 者	住 所	
	氏 名	
確 認 証 交 付 年 月 日		
確 認 証 番 号		
再 交 付 申 請 の 理 由		
備 考		

別添

~~通 知 書~~

~~年 月 日~~

~~警察署長 殿~~

~~通知者~~

~~印~~

~~道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車いすの購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。~~

~~記~~

~~1 受給者
住所
氏名~~

~~2 支給に係る電動車いすの概要~~

- ~~(1) 車いすの名称~~
~~(2) 型式~~
~~(3) 製品番号~~
~~(4) 車いすの大きさ~~
~~長さ センチメートル~~
~~幅 センチメートル~~
~~高さ センチメートル~~

~~備考 1 当該給付に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。~~
~~2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。~~